

決める審議が含まれ、憲法によって保障されている表現の自由が公権力によってどのように規制されていくのかの議論がなされており、私も一相模原市民として議論の行方に多大な関心をもって見守っています。

ところで、今回の相模原市人権施策審議会において委員として日本国籍でない外国人が含まれていることに大きな違和感を覚えております。何故なら、私の理解するところでは外国人は「公権力の行使又は国家意思の形成への参画にたずさわる公務員」にはなれないと理解していたからです。

その根拠は、昭和 28 年 3 月 25 日に内閣法制局において「一般にわが国籍の保有がわが国の公務員の就任に必要とされる能力要件である旨の明文の規定が存在するわけではないが、公務員に関する当然の法理として、公権力の行使又は国家意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには日本国籍を必要とするものと解すべきであり、他方においてそれ以外の公務員となるためには日本国籍を必要としないものと解せられる」とし、また最高裁判所平成 17 年 1 月 26 日判決では、公務員に関する当然の法理を具体的に地方公務員に当てはめた上で、地方公務員の中でも「住民の権利義務を直接形成し、その範囲を確定するなどの公権力の行使に当たる行為を行い、若しくは普通地方公共団体の重要な施策に関する決定を行い、又はこれらに参画することを職務とするもの」は、「国民主権の原理に基づき、国及び普通地方公共団体による統治の在り方につ